



新牛久ごみニュース

ごみと資源物をきちんと分別しましょう

前回は「燃えるごみ」「燃えないごみ」「白色トレイ・白色発泡スチロール」の正しい分別についてお伝えしましたが、今回は資源物についてお知らせします。

☆資源物の正しい分別と出し方を確認しましょう

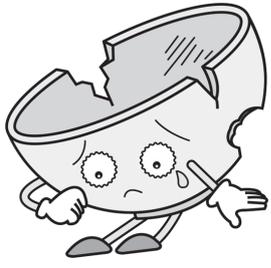
今回は10分別の中でも、特に分別に誤りが多い陶磁器についてお伝えします。

①陶磁器の収集は月2回行っています

資源物収集日に合わせ、ごみ集積所へ陶磁器専用コンテナかごを用意します。収集当日の朝8時までに、不要になった陶磁器をコンテナかごに直接入れてください。

②収集する陶磁器(瀬戸物)の種類は食器のみです

瀬戸物であれば何でもよい訳ではありません。家庭で使用していた「皿や茶わん、湯飲み(カップ含む)など、食器に限定しています。土鍋や素焼きのものはリサイクルに向かないため燃えないごみとなります。



③陶磁器のコンテナかごには、こんな物までが入っています

回収された陶磁器の中には、毎回さまざまな物が入っています。例えば、ガラス製のコップ、金属製の鍋、瓶やカミソリ、蛍光灯などです。昨年度の陶磁器回収量は約47トンでしたが、その50%以上が燃えないごみでした。これらの異物をすべて手作業で取り除くため、多くの労力と時間をかけているのが現状です。

皆さんが正しく分別することで、無駄な経費を削減することができます。

④陶磁器を正しく出していただくためのお願い

- (1) 資源物として出せる陶磁器(瀬戸物)は茶わん、湯飲み、皿などの食器です。欠けたり、ひびが入った食器も出せません。
- (2) 汚れている食器は洗ってからお出しください。
- (3) 土鍋や釜飯の器はリサイクルに向かないため、燃えないごみ

になります。

(4) 食器であっても、ガラス製は「燃えないごみ」、プラスチック類は「燃えるごみ」扱いとなります。

※牛久クリーンセンターで選別された陶磁器(瀬戸物)は、岐阜県に運ばれ粉砕され、粘土に混ぜ合わされて再生食器となります。異物が入ると再生食器の材料にすることができません。ほんのひと手間、正しく分別することですリサイクルがしやすくなり、それは経費の削減ばかりか環境にも優しい行為です。陶磁器分別については、「市廃棄物対策課ホームページ」で詳しくご案内していますので、ぜひご覧ください。

☆ごみと資源物をきちんと分別しましょう

リサイクルの促進やごみの削減のために、資源物を①新聞②雑誌(その他の紙)③段ボール④牛乳パック⑤古着、古布⑥缶類⑦瓶類⑧ペットボトル類⑨木くず類⑩陶磁器の10分別にし回収しています。

分別を徹底することは、家庭から出るごみ量の削減だけでなく、分別の処理コストやCO₂(二酸化炭素)の削減など、環境を守る行動につながっていくからです。政府で閣議決定されたCO₂削減目標(25%)は、国や企業に任せっ放しでは、達成できるものではありません。

私たち一人ひとりが意識し行動していくことが、未来の子どもたちに対しての最低限の義務であり、責任ではないでしょうか。

分別!



問い合わせ 市廃棄物対策課 ☎ 内線1571